

教職教育履修要領

(学則 第25条関連)

学則第25条に基づき、履修要領を次のように定める。

- 1 本学を卒業し、所定の教職単位を修得した者は、次の種類の免許状取得資格が得られる。

免許状の種類	免許教科	免許状を取得できる学科
中学校教諭一種免許状	技術	情報電子システムエ学科（情報工学ビジネス分野を除く）、機械システムエ学科、環境エネルギー工学科、建築デザイン学科
高等学校教諭一種免許状	工業	情報電子システムエ学科（情報工学ビジネス分野を除く）、機械システムエ学科、環境エネルギー工学科、建築デザイン学科

- 2 前項の各教科の免許状取得のために必要な単位の修得方法は、次のとおりとする。

- (1) 基礎資格及び大学における最低修得単位数

所要資格 免許状の 種類	基礎 資格	大学における最低修得単位数							
		施行規 則第66 条の6 に定め る科目	大学が定める科目						計
			教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	教育の 基礎的 理解に 関する 科目	道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	教育実 践に関 する科 目	大学が 独自に 設定す る科 目		
中学校教諭 一種免許状	学士の 学位を 有する こと	8	28	11	10	7	6	62	
高等学校教諭 一種免許状		8	24	11	8	5	12	60	

- (2) 教育教員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び最低修得単位数

免許状の種類	科目と単位				最低修得単位数	
	科目区分	単位	対応する授業科目	単位		
中学校教諭・高等学 校教諭一種免許状	日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	8
	体育	2	体育実技Ⅰ	1	1	
			体育実技Ⅱ	1	1	
	外国語コミュニケーション	2	Freshman EnglishⅡ	2	2	
情報機器の操作	2	コンピュータテラー	2	2		

- (3) 大学が定める科目及び最低修得単位数

- ① 教科及び教科の指導法に関する科目

- ア 教科に関する専門的事項

免許状の種類	科目		単位	最低修得単位数		
	科目区分	対応する授業科目				
中学校教諭 一種免許状 (技術)	木材加工(含製図・実習)	木材加工(含製図・実習)	1	1	各科目区 分ごと1 単位以上	20
		その他の対応科目 ※1				
	金属加工(含製図・実習)	金属加工(含製図・実習)	1	1		
		その他の対応科目 ※1				
	機械(含実習)	機械(含実習) ※2	1	1		
		その他の対応科目 ※1				
電気(含実習)	電気(含実習) ※3	1	1			
	その他の対応科目 ※1					
栽培(含実習)	栽培(含実習)	1	1			

		その他の対応科目 ※1			
	情報とコンピュータ (含実習)	情報とコンピュータ (含実習)	3	3	
高等学校教諭 一種免許状 (工業)	職業指導	職業指導 機械工学基礎概論 電気工学基礎概論 土木工学基礎概論 建築工学基礎概論	10	10	20
	工業の関係科目	工業の関係科目 ※4		10	

イ 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

免許状の種類	科目		単位	最低修得単位数	
	科目区分	対応する授業科目			
中学校教諭 一種免許状 (技術)	技術科教育法	技術科教育法Ⅰ	2	8	8
		技術科教育法Ⅱ	2		
		技術科教育法Ⅲ	2		
		技術科教育法Ⅳ	2		
高等学校教諭 一種免許状 (工業)	工業科教育法	工業科教育法Ⅰ	2	4	4
		工業科教育法Ⅱ	2		

※1 「その他の対応科目」とは、免許法施行規則に定める科目区分に対応する授業科目であり、別表第1学科課程カリキュラム各学科「教職課程」区分の(☆★印)に応ずる科をいう。細部区分は、別に示す。

※2 機械システムエ学科の者は、「機械(実習を含む)」に替えて、別表第1学科課程カリキュラム機械システムエ学科「免許区分」の(☆★印)に応ずる科目の中から選択する。細部区分は、別に示す。

※3 情報電子システムエ学科の者は、「電気(実習を含む)」に替えて、別表第1学科課程カリキュラム情報電子システムエ学科「教職課程」区分の(☆★印)に応ずる科目の中から選択する。細部区分は、別に示す。

※4 別表第1学科課程カリキュラム各学科の「教職課程」区分の(☆★印)に応ずる科目の中から選択する。細部区分は、別に示す。

②「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」

	科目区分	授業科目	単位	最低修得単位数				
				中学校教諭 一種普通免許 状		高等学校教諭 一種普通免許 状		
				技術	小計	工業	小計	
第三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2		2		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)	2	2		2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2	2	1	1	2	1
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2	2			2	

		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得）	特別支援教育論	1	1		1	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）	教育課程論	2	2		2	
第四欄	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育	2	2	10		8
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	1		1	
		特別活動の指導法	特別活動論	1	1		1	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術	2	2		2	
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1	1		1	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1	1		1	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	2		2	
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	事前・事後指導	1	1	7	1	5
			教育実習Ⅰ ※5	2	2		2	
			教育実習Ⅱ ※5	2	2			
		教職実践演習	2	2	2			
合計				28			24	※6

※5 教育実習Ⅰ及び教育実習Ⅱの履修には、次の条件を満たしていることが必要である。
 〈条件〉「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の科目の中から、12単位以上修得していること。

※6 高等学校一種普通免許状（工業）の「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の単位数については、教育職員免許法施行規則により「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位数をもって振り替えることができる。

③ 大学が独自に設定する科目

免許状の種類	教科又は教職に関する科目		最低修得単位数
	授業科目	単位	
中学校教諭一種普通免許状（技術） ※7	総合演習Ⅰ	2	※8
	総合演習Ⅱ	2	6
高等学校教諭一種普通免許状（工業）	総合演習Ⅰ	2	※8
	総合演習Ⅱ	2	12

※7 中学校教諭一種普通免許状を取得する者は、介護等体験特例法により、7日間の介護等の体験を実施する必要がある。

※8 ※5同様、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得し

た単位数をもって振り替えることができる。ただし、すでに「教育の基礎的理解等に関する科目等」の単位で振り替えた科目は含まれない。

- 3 教職教育の履修を希望する者は、本学が行う面接を受けなければならない。
- 4 本学が、教職教育の学生として不相当と判断した場合は、履修を許可しないことがある。
- 5 教職教育の履修に関する細部事項及び諸手続きについては、別に定める。
- 6 教職教育受講料及び納期は、次のとおりとする。

種 類	金 額	納 期
教職教育受講料	一律 20,000円	1年次の10月末日まで

7 司書教諭に関する科目

司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定めるところにより単位を修得しなければならない。

司書教諭に関する科目（学科共通）

授業科目名	単位数	開講年次
情報メディアの活用	2	2年後期

附 則

- 1 この履修要領は、平成 2年4月1日より施行する。
- 2 この履修要領は、平成 4年4月1日より施行する。
- 3 この履修要領は、平成 5年4月1日より施行する。
- 4 この履修要領は、平成 9年4月1日より施行する。
- 5 この履修要領は、平成10年4月1日より施行する。
- 6 この履修要領は、平成12年4月1日より施行する。
- 7 この履修要領は、平成13年4月1日より施行する。
- 8 この履修要領は、平成19年4月1日より施行する。
- 9 この履修要領は、平成21年4月1日より施行する。
- 10 この履修要領は、平成22年4月1日より施行する。
- 11 この履修要領は、平成23年4月1日より施行する。
- 12 この履修要領は、平成25年4月1日より施行する。
- 13 この履修要領は、平成27年4月1日より施行する。
- 14 この履修要領は、平成28年4月1日より施行する。
- 15 この履修要領は、平成30年4月1日より施行する。
- 16 この履修要領は、平成31年4月1日より施行する。
- 17 この履修要領は、令和 2年4月1日より施行する。
- 18 この履修要領は、令和 4年4月1日より施行する。